

# 令和5年度 第1回

## 東北町農業委員会臨時総会議事録

期日 令和5年7月20日

場所 東北町役場本庁舎

3階 大会議室

令和5年度第1回東北町農業委員会臨時総会

1. 開催場所            東北町役場本庁舎 3階 大会議室
  
2. 開会日時            令和5年7月20日(木) 午前10時00分
  
3. 閉会日時            令和5年7月20日(木) 午前11時10分

4. 出席農業委員(14名)

1番	浅井弘志	2番	蛭沢清子
3番	蛭名勲	4番	蛭名修二
5番	乙部繁作	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	9番	久保田正一
10番	竹内勝子	11番	鶴ヶ崎勝也
12番	中野一男	13番	沼尾京子
14番	沼尾幸一	15番	藤井久

5. 欠席農業委員(1名)

8番 甲地俊隆

## 6. 会議に付した案件

### 議事日程（第1号）

日程第1 東北町農業委員の仮議席の指定について

日程第2 東北町農業委員会会長の互選について

### 議事日程（第2号）

日程第1 東北町農業委員会会長職務代理者の互選について

日程第2 東北町農業委員の議席の指定について

## 7. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	竹内恒幸
事務局副参事	乙供信博
事務局主査	荒木浩美

——— 開会 午前10時00分 ——

総務課長 只今より、辞令交付式を行います。  
農業委員会委員の改選後、最初の総会は農業委員会等に関する法律第27条の規定により町長が招集いたしました。  
総会に先立ちまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、東北町議会より人事案件の承認を受け、町長が任命することになっておりますので東北町農業委員会委員の皆様、辞令の交付を行います。

総務課長 町長は、中央の位置にお進みください。

総務課長 それでは、町長より辞令を交付いたしますので、名前を呼ばれましたら、前の方へお進み願います。

町 長 辞令、浅井 弘志 様、東北町農業委員に任命する。  
令和5年7月20日、東北町長 長久保 耕治。

総務課長 以下、発令内容を省略し、お名前のみ読み上げます。  
蛭沢 清子 様、蛭名 勲 様、蛭名 修二 様、  
乙部 繁作 様、小野寺 正八 様、甲地 武彦 様、  
甲地 俊隆 様、久保田 正一 様、竹内 勝子 様、  
鶴ヶ崎 勝也 様、中野 一男 様、沼尾 京子 様、  
沼尾 幸一 様、藤井 久 様。

総務課長 以上をもちまして、辞令の交付を終了いたします。  
委員の皆様は、お席にお座り願います。

(総務課職員退席)

事務局長 それでは、只今から令和5年度 第1回東北町農業委員会臨時総会を開催いたします。  
本総会の、出席委員は14名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

事務局長 はじめに、本総会の招集権者であります長久保町長よりご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長 本日、委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご参集いただきまして心からお礼申し上げます。

ただいま15名の方々に農業委員としての辞令を交付いたしました。

農業委員になられました皆様には、改めまして、お祝いを申し上げる次第でございます。

農業委員会制度は、平成29年度から農業委員の選出方法が選挙制から公募制に変更となりました。

今年度は、任期満了による委員選任の年という事で、公募者の中から町長が選任したのち、町6月議会において議員の皆さんの同意を得て、本日より、新農業委員15名の方々が新たな任期をスタートすることとなりました。

とりわけ今回の任期における大きな仕事として令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により農業委員会は、おおむね10年後の耕作者を農地一筆ごとに明らかにし、地域が目指す農地利用の姿を具体化する「地域計画」の基となる「目標地図」の素案を作成するという大役を担うことになり、その取り組みが大きく注目されているところです。

今後は、担い手などに農地集積・集約が進むよう農地利用最適化推進委員と共に、関係機関と連携しながら課題に取り組んでいくことが必要不可欠と考えます。

町としても様々な手段を駆使して皆様と手を携えて活力ある農業農村の育成、あるいは構築に向けて取り組んで参ります。

農業委員の皆様方におかれましては、これから3年間、東北町農業の活力ある発展に今後とも、ご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げますと共に皆様方のご活躍に心からご期待を申し上げまして、あいさつといたします。

令和5年7月20日 東北町長 長久保耕治

事務局長 ありがとうございます。

事務局長 申し遅れましたが、私は、農業委員会事務局長の竹内恒幸と申します。

事務局長 ここで、大変恐縮でございますが、議事に入る前に、委員皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。  
浅井弘志委員から50音順にお願いします。

(委員自己紹介)

事務局長 次に農業委員会事務局職員を紹介します。

(職員自己紹介)

(竹内事務局長、乙供副参事、荒木主査、河島専任員)

事務局長 町長は、公務のため、ここで退席させていただきます。  
(町長退席)

(臨時議長の選任)

事務局長 それでは、議事にはいります。  
暫時の間、私から進行を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局長 本総会は、任命直後の臨時総会でありますので、新会長が、選出されるまでの間、東北町農業委員会選挙事務取扱規程第2条の規定より、年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。  
よって、出席委員中、中野一男 委員が年長の委員でありますので会長互選までの間、臨時議長の職務をお願いいたします。

事務局長 中野一男 委員 臨時議長席にお着き願います。

(中野一男 委員 臨時議長席へ移動、着席)

(臨時議長あいさつ)

臨時議長 只今、臨時議長に指名を頂きました「中野一男」です。  
会長が決まるまでの間、年長の私が、臨時に議長の職務を  
行いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

(開 議)

臨時議長 それでは、ただいまから会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議事日程第1号

臨時議長 日程第1 東北町農業委員の仮議席の指定について議題とし  
ます。  
仮議席は、只今、ご着席のとおりとしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

臨時議長 異議なしと認め、仮議席については、現在の着席のとおり  
指定いたします。

議事日程第1号

臨時議長 日程第2 東北町農業委員会会長の互選について、議題とし  
ます。  
事務局より議案の朗読を願います。

事務局長 それでは、お手元にごございます令和2年度第1回東北町農業委  
員会臨時総会の資料3ページをご覧ください。

臨時議長 日程第2 東北町農業委員会会長の互選について、は農業委員  
会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき東北町農業委  
員会会長を互選するものです。  
農業委員会等に関する法律第5条2項の規定により会長の選  
出方法については、委員の互選により選出することになってお  
ります。

選出方法と致しまして、投票による方法と、出席委員の全員の  
同意による指名推選の方法があります。

臨時議長

いずれの方法がよろしいか、お諮り致します。

(投票の声あり)

委員

投票の声がありますので、会長の互選は投票により行います。投票による方法と致しまして、農業委員全員を候補者とする方法と、立候補者の表明による方法があります。いずれの方法がよろしいか、お諮り致します。

臨時議長

はい、立候補が良いと思います。新しく5人の農業委員の方が居られますので会長に立候補する方には是非ともどういう理由なのか、どういう思いで立候補するかその部分を私たち農業委員の方々に伝えて頂きたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

委員

立候補の声がありますので、会長の互選は立候補により行います。立候補を表明される委員は、仮議席番号、氏名を述べて下さい。

ただいま、蛭名 勲 委員、乙部 繁作 委員が立候補されました。両名に決意表明をお願い致します。

私は、20年間農業委員を務めて参りましたが農業委員とは何かと考えたところ、農業委員は農地を守る、農家を守る事が大事な事と思っています。昨今、色んな形で制度が変わってきています。前回は委員も選定され議会承認、農地適正化の為の推進委員制度が出来ました。ところが私はこの3年間農地利用最適化推進委員の活動の状況が分かりません。具体的にどういう活動をして、どういう成果を出してきたのか組織というものは1年の結果を総括し、そして反省し、改善していき、それを次年度に持って行く形での運営が本来あるべき運営方法ではないかと痛感しております。1つ、会議が殆ど許認可の中で意見がなく、やはり委員はそれぞれの思いがあって委員に立候補し、あるいは団体の推薦を受けて委員になっております。その様な思いを述べる事が委員会の会議であります。私は新人であろうとベテランであろうと同じく働いた3年間の任期は同等の形で委員会の運営を進めていくべきと考えております。従っ

## 委員

て総括反省をしながら新しい運営方法を考えていく。そうした農業委員会になって欲しい。また許認可だけではなく、色んな地域の問題等を話し合い出来る雰囲気を作っていきたい。1つ女性農業委員に非常に期待しています。しかしながら、委員会での会議の仕方によって意見があまり聞こえてこない。これは我々のやり方が悪いのか分からないのですが、もっともっと発言し意見を述べて欲しい。私は農業者年金等についても女性への農業者年金の推進については女性の方々の協力を得て進めていきたい。折半、農業者年金の総会があったそうですが私も木村委員も委員会の中では年金担当の部長となっておりますけどもその会議でどの様な話がなされたのか全然知らされていません。その様にお互いの情報交換をきちんとしながら皆で共通の認識を持って問題提起をしながら運営をしていきたい。と考えています。この事から私はもう少し運営方法を考えながらこれから運営を進めていきたい。1つ、農地パトロール等でご存知の通り、農地の放棄地が増えております。農地パトロールの結果の集計を私は確認していませんが、その事でも過去には農業委員会と農林課でパトロールをしてきました。これがいつの間にか、農業委員会単独でやっております。従って農林課と言う遊休農地の対策関係ですが遊休農地の現状と農業委員会が現地を見た場合、これは農地として適格ではないのかという意見がありますけども、農業委員会と農林課がきちんと精査して判断すべきという事から、農業委員会と農林課がもっと情報交換をして行くべき事と思っています。この事から委員会の改革を進めて行く為にも私は立候補しました。以上です。この度、再度会長に立候補した乙部繁作です。過去3年間自分なりに色々な勉強をして参りました。その中で色々な活動の中で我々農業委員は第1の武器は農地を守りそれを活かして担い手や後継者を育てる。その為には、色々な事業を展開しなければならない。あつという間の3年間でありましたが、1つ収穫を得たのが農業委員会では、皆様の協力を得ながらやってきた事に感謝申し上げます。農業委員会の組織は、1952年に執行され60数年ぶりに農業委員会法が改正されたという事であり、今年で5年目です。その中で大きく変わったのが冒頭に町長がお話しをされた様に今までであれば、公職選挙法で立候補制でございました。これからは公募制と地域からの代表地

域性を振った形での委員の選出。そして中立性を設け1人以上の中立の方を委員に加える。農地利用最適化推進委員の創設昨今ご覧の様に農地の遊休、荒廃が進む中で管理すべき立場を持って貰う為の委員の選出、我が町では5名の方々の委員を選定する事になっています。それらを網羅しながら色んな事業展開をする。我々の仕事はよく農業委員は何をするのか、と言われてますけども、3条、4条、5条、農地の売買、並びに相続賃貸借等の農地の権利移動、それを法的手段を我々が審議する。そして農地の転用、売買の成立の後の農地転用等が主な仕事かと思っておりました。けれどもそれ以上に農業委員の仕事の中に4つほどあります。1つは職務代理者が兼務する結婚相談所の開設、農業後継者の育成に関する事と、家族経営協定の取組み、本日参画している委員の方々が殆ど取組みされている方です。それらを考えながら、今までの経験を振り返り今度会長という立場でやって行きたい。1期3年間の中で会長の立場でいろんな宛職があります。人農地プランへの参画への取りまとめ、先ほどの農業者年金の対応と推進及び促進、先ほど蛸名勲委員が「見えない。」というお話がありましたが、それなりに委員の方々は会議に於いて意見を出しています。もし、その様な思いが途中で感じたならばその場でお話しをして頂ければ良いかと考えた事もあります。これからも月1回の定例総会がありますが、出来る限りの思いを持って立候補しました。また、今日この場に来られた方々は21名の公募者の中から委嘱され、残念ながら6名の方が参画できない事もありますので、その人達の方も頑張るといふ思いで取り組んで貰いたい。皆さんはそれぞれの地域の代表として地域の思いを総会の場で述べながら楽しく月1回集まる総会にしていきたいと思えます。特に新人が4名で、岡山さんについてはベテランですけども3年前も新人が5名でしたが段々組織も年齢が若返ってきている状況です。日々勉強しながら農家の為の農業委員会でありたい。それを担う立候補した皆様の力を十二分に出して頂きながら今後の委員会活動をより豊かにしていきたいと思えますのでどうぞ宜しくお願いします。

委員

臨時議長

臨時議長

臨時議長

ありがとうございました。

よって、この2人による投票とする事に、ご異議ありませんか。

臨時議長

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、この2人による投票と決定しました。

臨時議長

お諮り致します。

当選人の決定は、比較多数得票主義にて決定します。得票数が同じ時は、公職選挙法第95条の2第2項の「くじ」の規定を準用致します。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。準備のため暫時休憩します。【暫時休憩】

臨時議長

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、議場を閉鎖します。【議場閉鎖】

ただいまの出席委員数は14名であります。それでは、ただいまから、各委員に事務局より投票用紙を配布致します。投票用紙の配布もれは、ありませんか。

臨時議長

(なしの声あり)

配布もれ、なしと認めます。投票箱を事務局より点検させます。

【投票箱の点検】異常なしと認めます。これより、投票を行います。念のため、申し上げます。投票は、単記無記名とし、判読し難いもの、候補者以外の氏名を記載したものは、無効と致します。点呼に応じ、順次、記載台において投票用紙に、候補者の氏名を記載し、投票願います。それでは、事務局より、点呼致します。投票は仮議席順とします。【事務局より2名ずつ氏名点呼及び各委員投票】投票もれは、ありませんか。

(なしの声あり)

投票もれ、なしと認めます。これで、投票を終わります。投票箱の閉鎖を命じます。

議場の閉鎖を解きます。【議場閉鎖解除】

会長 ただいまより、開票を行います。開票立会人を、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、開票立会人に蛭沢 清子委員  
竹内 勝子 委員を指名致します。開票は事務局により行います。【事務局開票・集計】それでは、投票による選挙の結果を報告致します。投票総数14票、これは出席委員数に符号しております。そのうち有効投票13票、無効投票1票であります。

臨時議長 有効投票中 蛭 名 勲 委員 4票  
乙部 繁作 委員 9票

議長 有効投票中（から繰り返し）以上の通りです。  
よって、得票数9票の乙部 繁作 委員が東北町農業委員会会長に当選されました。  
事務局長 ただいま、東北町農業委員会会長に当選されました、乙部 繁作 委員が議場におられますので、本席から当選の告知を致します。会長に当選されました、乙部 繁作 委員、その場でご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

議長 新会長にご選出を頂きました、乙部 繁作でございます。本当にありがとうございました。本日から3年間、皆様のご指導ご協力を賜りまして、地域農業の振興と農業委員会の業務遂行に努めて参りたいと思います。

議長 改正農業委員会法の施行を迎え、農地利用最適化の推進に向けた新たなる一步を踏み出しました。これからも皆様のご支援を頂きながら数多い問題を抱えながらTPP、それから農産物の価格の低迷等、不安要素は沢山ございますが、農地行政業務を的確に進めて参りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほど宜

しくお願い申し上げます。挨拶と致します。ありがとうございました。

委員 会長が決まりましたので、臨時議長の職務は終了致しました。皆さん、ご協力ありがとうございました。ここからは、乙部会長が議長席にお着きになる事をお願いします。暫時休憩します。【暫時休憩】

議長 それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。  
議事日程（第2号）

事務局長 日程第1 東北町農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。  
事務局より議案の朗読をお願いします。

議長 それでは、ただいま配布しました資料1ページをご覧ください。  
議長 日程第1 東北町農業委員会会長職務代理者の互選について農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、東北町農業委員会会長職務代理者を互選するものです。  
議長 農業委員会等に関する法第5条第5項の規定において会長が欠けたときまたは、会長に事故があったときは、委員が互選したものがその職務を代理するとあります。

互選の方法は、単記無記名投票による方法と、出席委員全員の同意による指名推選の方法があります。  
いずれの方法がよろしいかお諮りいたします。  
(議長指名の声あり)

議長 ただいま、議長指名の声がありますので、議長の私から竹内勝子 委員を指名致したいと思えます。ご異議ありませんか。  
事務局長 (異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、竹内 勝子 委員が、東北町農業委員会会長職務代理者に当選されました。  
議長 ただいま、東北町農業委員会会長職務代理者に当選されました

竹内 勝子 委員が、議場におられますので、本席から当選告知を致します。

会長職務代理者に当選されました竹内 勝子 委員、ご挨拶をお願いします。

会長職務代理者 竹内 勝子 です。

職務代理として会長の補佐、東北町の農業委員会、また、東北町の農業発展のため全員でご協力をお願いし、発展させていきたいと思っております。宜しくお願い致します。

議事日程（第2号）

日程第2 東北町農業委員の議席の指定について、を議題とします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

それでは、2ページをご覧ください。

日程第2 東北町農業委員会の議席について、東北町農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、委員の議席を定めるものです。

議席の指定については、東北町農業委員会会議規則第7条により、最初に招集された総会において「くじ」で定めるとあります。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。議席の指定については「くじ」で定める事に決定しました。準備のため暫時休憩します。

※休憩中の協議事項

会長及び職務代理者の議席は、慣例により会長が1番・職務代理者が2番となっております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

休憩前に引き続き会議を開きます。「くじ」を引く順番は、仮議席順に行います。

(仮議席順に「くじ」引き)

それでは、事務局より、「くじ」の結果を朗読させます。

会長が指定した議席は次の通りです。1番 乙部 繁作、2番 竹内 勝子、3番 沼尾 京子、4番 浅井 弘志、5番 蛭沢 清子、6番 小野寺 正八、7番 鶴ヶ崎 勝也、8番 中野 一男、9番 蛭名 修二、10番 蛭名 勲、11番 久保田 正一、12番 甲地 俊隆、13番 甲地 武彦、14番 藤井 久、15番 沼尾 幸一 以上です。

ただいま、事務局より報告した通り、議席の決定をします。それでは、次回の総会から、ただいま決定の議席となります。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回東北町農業委員会臨時総会（組織会）を閉会します。

———— 閉会 午前11時10分 ————